

Title	〔下級審民訴事例研究七〇〕 ソブリン・サムライ債に係る債券管理会社の任意的訴訟担当に基づく原告適格を否定した事例 債券償還等請求事件(東京地裁平成二五年一月二八日判決)
Sub Title	
Author	山本, 和彦(Yamamoto, Kazuhiko) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.5 (2016. 5) ,p.130- 147
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160528-0130

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔下級審民訴事例研究 七〇〕

ソブリン・サムライ債に係る債券管理会社の任意的訴訟担当に基づく原告適格を否定した事例
債券償還等請求事件

東京地裁平成二五年一月二八日判決（東京地裁平成二二年(ワ)第二二九二八号）

〔事 実〕 本件は、銀行である X が、Y（アルゼンチン国）との間で、Y が日本において四回にわたり発行した円貨建債券（いわゆるソブリン・サムライ債。総額一九一五億円）につき管理委託契約を締結したところ、当該債券について償還日が到来したか又は Y が期限の利益を喪失したことに基⁽¹⁾づき、X は、当該債券の債権者のための債券管理権限の一環として訴訟追行権及び償還金等の受領権限を有することなどを主張し、Y に対し、任意的訴訟担当として、債券の償還並びに約定利息及び遅延損害金の支払を求めた事案である。⁽⁴⁾（なお、Y は、二〇〇五年及び二〇一〇年にこれらの債券保有者を対象として、新たな債券との交換の募集を行うエクステンション・オフアーを実施し、X はこれに関する事務の一部を請け負っている。）

本件においては、X が本件訴訟において任意的訴訟担当として当事者適格を有するか否かが争点となった。⁽⁵⁾ 本件管理

委託契約には、「債券の管理会社は、本債権者のために本債券に基づく弁済を受け、又は本債券に基づく本債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有するものとする（以下略）」（二条（1））との条項及び「債券の管理会社は、本債権者のために善良なる管理者の注意をもって債券の要項及び本契約に定める債券の管理会社の権限を行使する」（二条（3））との条項等が存在した。また、本件管理委託契約は、各契約書の別紙として添付された債券の要項を契約と一体を成すものと定めており、その内容は本件各回債の現物債の券面裏面にも印刷されていたところ、本件債券の要項には、「債券の管理会社は、本債権者のために本債券の弁済を受け、又は本債券に基づく本債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する（以下略）」との定め（要項四）が存在した。

以上のような事実関係の下、Xらは、任意的訴訟担当に係る当事者適格につき、最大判昭和四五・一一・一一民集二四卷一―二号一八五四頁（以下「昭和四五年最判」という）の判示を前提に、本件各回債の債権者からXらに対し訴訟追行権の授与が認められ、かつ、Xらに訴訟追行を認める合理的必要性があるとして、Xらの当事者適格は肯定されると主張した。それに対し、Yは、訴訟追行権の授与を否定するとともに、任意的訴訟担当を認める合理的必要性もないなどとして、Xらの当事者適格は否定され、訴えは却下されるべきであると主張した。

なお、本判決に対しては控訴がされたが、控訴棄却の判決がされている（東京高判平成二六・一・三〇⁽⁶⁾）。さらに、同判決に対しては最高裁判所に上告受理申立てがされたが、現時点では未だ最高裁判所の判断は示されていないようである。

〔判旨〕訴え却下。

〔1〕訴訟における当事者適格は、財産権上の請求における原告については、訴訟物である権利又は法律関係について管理処分権を有する権利主体が当事者適格を有するの原則であるが、第三者であっても、直接法律の定めるところにより一定の権利又は法律関係につき当事者適格を有することがあるほか、本来の権利主体からその意思に基づいて訴訟追行権が授与されることにより当事者適格が認められる場合

もあり得ると考えられる。このような任意的訴訟担当は、民法が訴訟代理人を原則として弁護士に限り、また、信託法一〇条が訴訟行為をなさしめることを主たる目的とする信託を禁止している趣旨に照らし、一般に無制限にこれを許容することはできないが、当該訴訟担当がこのような制限を回避、潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要がある場合には、これを許容するのが相当である。（昭和四五年最判参照）

〔2〕訴訟追行権の授与について

「本件管理委託契約第二条(1)及び債券の要項第四項は、本件授權条項を定めるところ、本件授權条項は、その内容に照らせば、被告を要約者、原告らを諸約者、本件各回債の債権者を第三者とする第三者のためにする契約であると認めるのが相当である。」

そこで受益の意思表示の有無が問題となるが、「Xらは、(中略)本件元引受会社の引受行為や債券譲受行為等を根拠に、本件各回債の債権者らによる受益の意思表示があったと主張する。」そこで検討すると、XらはYから手数料を受け取ることに、本件管理委託契約に関してXらに生じた損害等をYが補償し、Xらに損害を被らせないと約束していること、Xらは本件各回債に関する事項につきYに助言を与えること⁽⁷⁾などに照らせば、「Xらが本件各回債の債権者に対して誠実義務や善管注意義務を負うこと(中略)を考慮しても、構

造的かつ現実的に、Xらと当該債権者との間の実体的利益が共通していないばかりか、Xらと本件各回債の債権者の利益が相反するおそれが多分にあるものというべきである。それにもかかわらず、本件管理委託契約等には、Xらと本件各回債の債権者の利益が相反した場合において、当該債権者の利益を保護するための規定は設けられていない。」そして、本件各回債の債権者は、「Xらの訴訟活動いかんによつては、本件各回債に係る実体上の権利を喪失するなどの重大な不利益を被るおそれもある」ことに照らせば、「本件各回債の債権者の利益を保護するために、当該債権者に対し、本件授權条項により、Xらに訴訟追行権を付与することについての利害得失を十分に理解させる必要があるとともに、債権者のXらに対する受益の意思表示は、その意思を看取するに足りる明確なものでなければならぬというべきである。」

受益の意思表示として、「Xらは、まず、Yと本件元引受会社との間の本件各回債の元引受契約ないしはその払込みをもって、受益の意思表示があると主張する」が、「本件元引受会社が本件授權条項の存在を認識しながら元引受契約を締結したり、払込みをしたとしても、そのことをもって、上述した受益の意思表示がされたものと認めることはできない」し、「Xらは、本件元引受会社が受益の意思表示をし、受益者たる地位が債券の移転とともに、旧債権者から新債権者に次々と移転すると主張するが、(中略)本件元引受会社が形

式的に当初の債権者となることがあったとしても、本件元引受会社は、債券の払込日において一般公衆に対して債券を譲渡することを予定しているのである。そうとすれば、本件元引受会社が、Xらを訴訟担当として、本件授權条項に基づき訴訟を提起することは本来予定されていないというべきであつて、本件元引受会社からの譲受人又はそれ以降の譲受人こそが、本件授權条項につきXらに対して受益の意思表示をするか否か重大な利害関係を有するのが通常である。したがつて、本件管理委託契約等を締結した当事者の合理的意思解釈によれば、本件授權条項に規定する「本債権者」とは、本件元引受会社からの譲受人又はそれ以降の譲受人を指し、本件元引受会社は含まれないと解するのが相当である。⁽⁸⁾

また、「本件元引受会社からの譲受人又はそれ以降の譲受人が何らかの債券譲受行為をしたであろうことは抽象的には推認できるにせよ、当然ながらその相手方はXらとは考えられない。まして、これら譲受人が一切特定されていない本件において、当該譲受行為において、当該譲受人が、本件授權条項につき、いかなる意思表示をしたのかは、証拠上一切明らかではない。したがつて、本件元引受会社からの譲受人又はそれ以降の譲受人が、Xらに対し、本件授權条項について受益の意思表示をしたものと認めることができないことは明らかである。」⁽⁹⁾

(3) 任意的訴訟担当の許容要件について

以上のように、訴訟追行権の授与を認めることはできないが、「仮に当該訴訟追行権の授与が認められるとしても、本件においてXらの任意的訴訟担当を認める合理的必要性も認められないから、いずれにしてもXらの当事者適格は認められないべきである。」

「Xらは、本件各回債の債権者は、不特定多数かつ比較的小口の債券しか持たない者であって自ら訴訟等を通じてその権利を行使することが事実上困難であること、利害関係や訴訟対応が異なることが予想されるから選定当事者の制度が十分機能するとも考え難いこと、Xらは個々の債権者よりも訴訟追行に必要な情報等を豊富に有していることなどを理由として、Xらの任意的訴訟担当を認めることについて合理的必要性があると主張する。」

「しかし、そもそも、本件各回債の券面額は一〇〇万円、一〇〇〇万円及び一億円の種類であって（中略）一〇〇万円券や一〇〇〇万円券を小口の債券と評することが相当でないのはもちろんであるし、そのような額面の債券を取得する者が自ら訴訟等を通じて権利行使することが困難であるともいえない」とし、「本件各回債の債権者のうち相当数の者が、自ら訴訟提起をせず、かといってエクステンジ・オフアーにも応じないまま現在まで権利の満足を得ていないことがうかがわれる」が、「当該債権者らが権利行使を差し控えている理由は明らかではなく、あえて訴訟を提起して債務名義を

取得することを希望しているのか否かも不明である。のみならず、仮に、権利行使を差し控えている理由が権利行使がコストに見合わないとの判断にあるとしても、そのような事態はこの種債券に限らず一般に起こり得る事柄であって、何をもって本件各回債を他の権利と区別して任意的訴訟担当を認める合理的必要性を肯定し得るのかは明らかでない。」

「加えて、前記説示のとおり、本件においては、Xらと本件各回債の債権者との間の実体的利益が共通していないばかりか、Xらと当該債権者の利害が相反するおそれが多分にあることを考え併せると、本件各回債の債権者が、自ら訴訟を提起するのではなく、このような立場にあるXらを任意的訴訟担当として訴訟を進行する合理的必要性は一層認め難いというべきである。」⁽¹⁾

「以上によれば、本件訴訟において、Xらの任意的訴訟担当を認めることには合理的必要性があるともいえないから、この観点からも、Xらの当事者適格は認められない。」

以上の次第であり、Xらの当事者適格を認めることはできないから、その余の点について判断するまでもなく、本件訴えは、いずれも不適法であり、却下を免れない。」

〔評 釈〕

本判決に反対する。

一 本判決の意義

本判決は、任意的訴訟担当による原告適格の有無が問題になった下級審裁判例であり、判例準則の適用を明らかにした一つの例として、訴訟担当否定の裁判例を追加したものである。そして、転々譲渡される債券に記載された授権の文言をどのように理解するかという問題につき判断し、訴訟追行権の授与を否定した珍しい例である。また、任意的訴訟担当の合理性についても（傍論ながら）論じており、その点でも一事例を付け加えている。

紛争の実質としては、社会的に関心を集めたアルゼンチン債（ソブリン・サムライ債）のデフォルトの後始末が問題とされたものである。⁽¹²⁾ ソブリン債のデフォルト時の債権回収の方法（さらにはソブリン債の発行）に関する実務にも大きな影響を与えるもので、実際上の意義も大きいといえる。

二 任意的訴訟担当の一般的要件

まず、本判決の任意的訴訟担当の要件に関する一般論は、従来の判例準則をそのまま採用したものである。すなわち、この点に関するリーディングケースとして、前記昭和四五年最判がある。これは、民法上の組合（建設共同事業体）

において組合の業務執行組合員が他の組合員からの授権によって提訴した事実につき、一般論として「本来の権利主体からその意思に基づいて訴訟追行権を授与されることにより当事者適格が認められる場合もありうる」とし、このような「任意的訴訟信託は、民訴法が訴訟代理人を原則として弁護士に限り、また、信託法二一条（現行法二〇条）が訴訟行為を為さしめることを主たる目的とする信託を禁止している趣旨に照らし、一般に無制限にこれを許容することはできないが、当該訴訟信託がこのような制限を回避、潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要がある場合には許容するに妨げない」として、原告適格を肯定したものである。

その後の下級審裁判例は、一般論としてこの判例準則をそのまま受容している。多数の適用例があるが、ここでは、本件との関係で、授権の有無が問題とされたもの及び提訴の困難性が問題とされたもののみを挙げると、以下のような例がある。

まず、授権の有無が問題とされたものとして、東京高判昭和五二・四・一三判時八五七号七九頁は、共有者等から成る団体（権利能力なき社団）につき、訴訟追行しうる旨を規定した規約による授権を認定するが、担当者と被担当

者の密接な関係を根拠とする。東京地判平成二・一〇・二九判タ七四四号一七頁は、所有者を所帯員とする所帯主に差止訴訟の適格を認めるが、所帯員から権利行使を委ねられていることが常態であるとし、実体上の濃厚な関係から個別の授権を重視しない姿勢を示す。東京地判平成三・

五・二八金法一三〇七号三〇頁は、私的整理の債権者委員会委員長につき、同委員長への預り金返還債権の譲渡は他の委員においてその権利行使に異議がない旨を示すものであり、消極的な授権を認めるものといえる。東京地判平成三・八・二七判時一四二五号一〇〇頁は、共同保険者から筆頭保険者に対する授権について英国の慣習に基づき認定している。東京高判平成八・一一・二七判時一六一七号九四頁は、組合規約に明文がないが、組合の活動実態に鑑み、組合加入による黙示的授権を肯定する。否定例として、東京地判平成三・八・二七判時一四二五号九四頁は、競輪選手から加盟団体への授権につき、授権の対象は交渉権限等に止まり、訴訟追行権限には及ばないと認定する。以上のような裁判例を通観すると、あくまで授権が必要とされるものの、明示的授権が認められない場合も黙示的授権を認めうる場合があることは一般に承認されており、その際には、担当者と被担当者の関係、被担当者の活動実態、社

会的・取引的慣行等が考慮され、これらが黙示の意思表示を認める要素として作用しているものと解される。

次に、授権の合理性に関し、提訴の困難が問題とされた肯定例として、東京地判平成三・八・二七判時一四二五号一〇〇頁は、共同保険者から筆頭保険者に対して授権がされた事案で、英国の保険者は日本での訴訟追行が困難であることから合理性を認める。他方、否定例として、大阪高判昭和六〇・五・一六判タ五六一号一四八頁は、代理店契約を結んでいる外国会社からの訴訟担当につき、弁護士への委任が困難とは言えず、実体上の関係も強くないとする。東京高判平成八・三・二五判タ九三六号二四九頁は、保険契約者の保険金請求を集合的に行使することにつき、社会的・経済的一体性が存在しないとして否定する。名古屋高判平成一〇・二・一八判タ一〇〇七号三〇頁は、夫所有の建物で妻名義の登記がある場合、妻の訴訟担当を認める合理的必要はないとする。東京地判平成一七・五・三一訟月五三卷七号一九三七頁は、環境保護団体が土地収用法に基づく行政処分を請求した事例で、同様の立場の者が個人としても訴訟を進行することから訴訟追行に困難はないとして合理的必要を否定する。東京地判平成一七・八・三一判タ一二〇八号二四七頁は、芸能人からプロ

ダクシオンへの任意的訴訟担当につき、個人でも提訴が可能であり、担当の合理性はないとする。以上のような裁判例を通観すると、裁判例は、任意的訴訟担当の合理性につき一般にかなり厳格な判断をしているように見え、被担当者の提訴が困難であることが求められる傾向にある。

学説の展開については省略するが、現状は議論が多様化し、メルクマールの拡散傾向が認められるものの、とりあえず判例準則を抽象的なものとしては前提としながら、個々の要件（特に合理的必要の有無）の解釈論をめぐって展開されているように見受けられる。そこで、以下でも、判例準則を二応の前提にしながら、その当てはめをめぐる本判決の議論を検討していくことにする。判例準則は、前述のとおり、①訴訟追行権の授与を前提に、②弁護士代理の原則や訴訟信託の禁止の趣旨の回避・潜脱のおそれがないこと、③それを認める合理的理由の存在を要求する。本判決では、①を主たる理由に、③を補助的理由として、任意的訴訟担当を否定する。②についての検討はないが、本件では、債券管理会社（銀行等）による訴訟追行権の行使という性質上、訴訟に関する専門的知見が前提となり、濫用的訴訟追行は想定できず、このような回避・潜脱が認められる余地はないものと解される。したがって、①及び③

が満たされれば、任意的訴訟担当の要件を満たすと解してよい。以下では、個別の当てはめの当否につき検討する。

三 訴訟追行権の授与

(1) 訴訟追行権授与の必要性

まず、訴訟追行権授与の必要性について、第一審に加えて控訴審も、具体的授権が不要とはいえないことを前提とする。この点は正当と解される。学説には、一定の場合に授権を不要とする見解、すなわち訴訟担当の合理性と総合評価をする見解もある⁽¹⁶⁾。しかし、授権が認められない場合には、それはやはり任意的訴訟担当ではなく、解釈上の法定訴訟担当としてその相当性を検討していくべきものであろう⁽¹⁷⁾。その結果、解釈論としては、社債管理会社に関する会社法の規定の類推適用に近接するとみられる⁽¹⁸⁾。その場合、管理会社の管理処分権を肯定するための一要素として、本人の「授権」が考慮されるという構成になろうか。いずれにしても、ソプリン債に係る本件との関係ではやはり立論の側面を否めない⁽¹⁹⁾ので、ここではこれ以上論究しない。

(2) 授権の意思表示の明示性

本判決の特徴として、受益の意思表示の有無について、利害相反のおそれや敗訴の場合の重大な損害のおそれを指

摘し、利害の十分な説明及び明確な意思表示を必要とする点がある。⁽²⁰⁾しかし、このように「明確な」意思表示を必要とする場合には疑問がある。単なる意思表示では（意思表示が事実として認定されても）不明確であれば効果を生じないという趣旨であるとすれば、訴訟行為の一般理論として相当でないし、黙示の意思表示を否定する趣旨としても、通常の意味表示と異なる理解をする必要はないように思われる。確かに黙示の意思表示の認定には一般論として慎重さは必要であるが、訴訟追行の授權であるとか利害相反のおそれがあるとかの理由で、黙示の意思表示自体を否定することは相当でない。この点は結局、黙示の意思表示を含む当事者の意思解釈の問題に帰するものと解される。その意味で、明示の意思表示と黙示の意思表示に分けて論じる控訴審判決の方が法律論としては分かりやすい。

(3) 授權の法的構成…第三者のためにする契約又は直接の契約

授權の有無を論じる前提として、授權を伴う契約をどのようなものとして法律構成するかが問題となる。⁽²¹⁾

まず、第三者のためにする契約という法律構成があらうる。⁽²²⁾本判決及び控訴審判決が前提とするものである。この場合、契約時点では受益者が不特定であるが、その点はこ

の法律構成を否定する理由にはならない。⁽²³⁾本件で、発行者と管理会社との間での、将来の債券取得者を受益者とする第三者のためにする契約とする理解は可能であろう。

他方、債権者と管理会社との間で直接契約があるとする理解も可能である。例えば、債券要項のモデル試案の作成者は、債券所持人、発行者及び受託会社間の権利義務関係を規定する契約であるとの理解をとっていた。⁽²⁴⁾現実のサムライ債の債券要項に授權条項が採用されるようになったのは、このモデル条項の影響とされるところ、各債券要項の意思解釈においても、モデル試案の解釈は一つの手掛かりとなろう。この場合、管理契約が直接、管理会社と債券所持者との間の契約になっているものと解することになる。⁽²⁶⁾

(4) 債券要項と授權の意思表示——約款的理解の可能性

本判決が元引受契約及びその払込みによる受益の意思表示について、それだけでは元引受会社以外の者の意思表示にはならないし、債券移転による受益人の地位の譲受人への移転についても、債券の譲渡により当然にその地位は移転しないと否定していることは、正当と解される。問題は、譲受人の受益の意思表示について、相手方はXらではないし、譲受時の意思表示の内容も認定できず、債券取得だけで授權を認定できないとする点であり、この点が本

件の最大の問題であると解される。評者は、本判決に反対し、この点を肯定的に解する余地があると考える。

まず、債券はその性質上集団的・定型的な権利関係であり、債券要項の定めによって契約内容の統一を図ることに合理性がある。その意味で、定型約款による取引として理解できるものであろう。⁽²⁷⁾ 当事者は債券を譲り受けるに際し、原則として債券要項に従って権利を取得する旨を黙示に合意しているものと解されるのではないか。この点で、直接契約と解する場合に黙示の意思表示が認められることはいうまでもないし、⁽²⁸⁾ 受益の意思表示⁽²⁹⁾としても、それが黙示⁽²⁹⁾でよい旨は広く承認されている。そして、現在、国会で審議中の民法改正案でも、定型約款につき、①定型取引合意と②約款準備者が予めその約款を契約内容とする旨を開示すれば、契約内容に組み込まれるものとする（改正民法案五四八条の二第一項）。本件債券取引については、定型取引をする合意は認められよう。債券要項には利息の内容や償還期限なども記載されており、債権者が仮にその中身を具体的に知らないとしても、全体的にその定めによる旨の合意が認められてよい。また、債券の発行者等は有価証券取引の規制に依りて債券要項を公衆縦覧に供しており、⁽³⁰⁾ 当該要項によって契約する旨を取引者に向かって開示してい

るので、⁽³¹⁾ 債券要項が契約内容に組み込まれていると解してよい。⁽³²⁾ 以上のように、債券管理契約の内容は約款として効力を有するものと解されるが、⁽³³⁾ 授権条項についても同じである。⁽³⁴⁾ したがって、第三者のためにする契約という理解によるか、債権者と管理会社との直接の合意という理解によるかにかかわらず、債券要項の定めに従い、受益の意思表示又は自己の債券について管理する権限付与の意思表示が黙示的にあつたものと考えてよいと解される。⁽³⁵⁾

なお、控訴審判決は「債券譲受行為をもって、Xらに対し通常の債券の管理を委ねる趣旨と解することはできても、管理にとどまらない側面を持つ訴訟追行権の授与まで含むものとみるのは通常の意思解釈としては困難であり、授権の効果を認めることはできない」とする。すなわち、控訴審判決は、債券要項における授権条項の文言は抽象的であり、Xらが独自の判断で訴訟追行できる権限を付与するまでの趣旨を一般投資家である債券保有者が理解することは困難とするのである。しかし、果たしてそうであろうか。日本語として「支払を受けるに必要な一切の裁判上の権限」という文言は、訴訟追行権の授与そのものと理解するのが自然であろう。むしろ通常の一般投資家は、（正確な法的理解はともかく）当該債券に何か問題が起こったとき

は自ら行動しなくても債券管理に責任を負う専門家である管理会社が訴訟を含めて適切に対応してくれることを信頼して、それを前提に債券を譲り受けているのではなからうか。⁽³⁶⁾デフォルト等の問題が生じた場合には自ら訴訟進行するという意思を一般投資家が持っているとは想定し難い。そして、そのように解さないと、債券要項を前提に投資計算をしている投資家の信頼が害されるおそれがある。⁽³⁷⁾

(5) 授権の撤回の可能性

仮に個別訴訟において授権に同意できないと考える債権者は、いつでも授権を撤回することが可能と解される。⁽³⁸⁾この点は、選定当事者の場合と同様である（民訴三〇条四項）。⁽³⁹⁾確かに、債権者が提訴を知りえないとすれば撤回の機会がないが、発行者がデフォルトに陥ったことは、利払い等が行われなくなるので、債権者は当然に知り得ると考えられる。そしてその場合は、管理会社に対して連絡がとられ、管理会社の訴訟追行について知り得る立場に立つ。⁽⁴⁰⁾その意味で、基本的に債権者の利益を害することはないと解される。

(6) 結論

以上のように、本件では、本件授権条項につき、第三者のためにする契約と理解するか、発行会社及び管理会社と

債権者との直接の契約と解するかにかかわらず、同条項を含む契約全体は定型約款と理解でき、当該約款に基づき債券を取得する旨の債権者の黙示の意思表示により、約款の各条項は契約内容に組み込まれていると解される。その結果、本件授権条項によって債権者の授権の意思表示は認められる⁽⁴¹⁾（但し、各債権者は個別にそれを撤回することは可能と解される）。

四 任意的訴訟担当の合理的必要

(1) 判断の枠組み

次に、任意的訴訟担当の合理性について、傍論ではあるが、第一審及び控訴審で論じられているので、若干のコメントを付したい。判決理由は、①権利行使の困難性の否定、⁽⁴²⁾②選定当事者によることの困難の否定、③公告による周知でオプト・インを認めれば十分との評価等をその根拠とする。⁽⁴³⁾全体として、下級審裁判例に一般にみられる限定的な考え方であり（二参照）、任意的訴訟担当の合理性は、これを認めないと實際上訴訟の提起・追行が困難で、実効的な権利救済が期待できない場合に限るとの趣旨が感じられる。しかし、評者には、そこまで任意的訴訟担当による合理性を限定する必然性はないように思われる。⁽⁴⁴⁾一般論とし

て、授権があるにもかかわらず合理的必要性の要件を過度に重視することには疑問があるが、⁽⁴⁵⁾少なくとも利害関係を同一にする多数の当事者からの授権があり、当事者を一元化することが訴訟関係者全体にとってメリットがあるような場合には、訴訟担当の成立を原則として認め、特段の問題が生じる場合に限り適格を否定するのが相当ではないかとの印象を持つ。

(2) 権利行使の困難性の強調への疑問

以上のような意味で、権利行使の具体的困難性を過度に強調することは疑問である。⁽⁴⁶⁾むしろ、本件事案のような債券の場合には、権利者の地位は基本的に同一であり、訴訟における攻撃防御方法も全く同一で、個々の債権者に関する個別争点はほとんど想定できず、権利の共通性が大きい。また多数の債権者がおり、集団性が強い。⁽⁴⁷⁾その点で、ある者が授権を受けて全ての投資家を代表して訴訟進行することに強い合理性が認められる事案ではないかと思われる。⁽⁴⁸⁾このような事案においては、むしろ訴訟担当の合理性が原則として認められるのではなからうか。以下では、被授権者・授権者双方の視点からもう少し詳しくみていく。

(3) 被授権者の適格性

まず、被授権者の適格性の問題がある。この点、実体的

な管理権とともに訴訟追行権が授与されている場合には、原則として合理性が認められるものとして判例法理を説明する見解がある。⁽⁴⁹⁾実体的管理権が付与されている場合には、訴訟追行についてもその者に行わせるのが合理的であるし、円滑な訴訟追行を可能にするという考慮であろう。その意味で、本件では、管理会社に実体的な管理権が付与されている点は重要な要素である。加えて、債券管理会社の専門知識も重要である。たとえ機関投資家であっても、債券に関する専門知識の点から管理会社に訴訟追行を委ねることは合理性があり、⁽⁵⁰⁾まして一般投資家との関係では訴訟担当の必要性は強いものがある。

他方で、⁽⁵¹⁾第一審及び控訴審において利害相反の指摘がされている。これは、被授権者の適格性を否定する議論ともいえよう。しかし、利害相反の場合の解決方法として善管注意義務及び忠実義務の定めが契約上存在するとすれば、この点を問題にする必要は小さい。法律上の義務があればよいが、契約上の義務であれば信頼できないという議論であるとするれば、その前提に疑問が否めない。特に銀行等が管理会社である場合、その義務の尊重には一定の信頼が可能であろう。さらに、本件では、そのまま放置しておくとし、時効によって権利が消滅するとすれば、⁽⁵²⁾提訴は原則として

不利益にはならない。仮に敗訴判決を受けても、時効消滅と実質的に変わらないからである。以上のような点を考えれば、本件における利害相反の実質はかなり形式的なものに止まり、その点を過度に強調することには疑問がある。

(4) 授権者の特性——投資家の集団性

また実質論として、債券要項（授権条項）の存在を前提に債券を購入した投資家の信頼は、授権の有効性を認めないと事後的に害されるおそれがある。債券がデフォルトになった場合には自ら権利行使をするのが当然であるという判決の前提は（法律家らしい前提であるが）、投資家の実態にそぐわず、相当でない⁽⁵⁴⁾。仮に裁判所のいうように、これらの要素では訴訟担当の合理的必要性が認められないのだとすれば、そもそも会社法の社債管理者についても合理的必要を欠くことになり、合理的必要がない場合に法律が授権を認めているとの説明になりかねない。しかし、それはやはりそうではなく、訴訟担当の合理的必要があるからこそ、そのような制度が法律で認められていると考えるのが自然であろう。そうだとすれば、本件のような場合も、訴訟担当の合理的必要性自体は認められてよい。

(5) 結論

以上から、結論として、訴訟担当の合理的必要性は認め

られると解され、前述のように、授権も肯定されるとすれば、本件の結論としては、任意的訴訟担当を認めることが相当であったものと解される。第一審判決（及び控訴審判決）は相当とは思われない。

五 おわりに

本判決は、ソブリン債を始めとして、法定されていない債券⁽⁵⁵⁾の管理者及び権利者の法律関係に大きな影響を及ぼすものである。評者はこれまで述べてきたように、その判断内容に疑問を持っている。ただ、評者は、本件は社会的に関心を集めているものではあるが、判断のポイントはあくまで授権の有無という純粹に法律論の次元の問題と解しており、そのような観点から最高裁判所の判断が注目される⁽⁵⁶⁾。いずれにしても、このように重大な経済的利害に関わる問題⁽⁵⁷⁾について、かつ、当事者の合意が希薄にならざるを得ない法律関係について、当事者間の合意によって処理を図ろうとしてきたこれまでの運用には限界があることも事実である。（本件の結論いかんにかかわらず）会社法上の社債管理会社と同様の立法的措置が考えられてしかるべき問題ではないかとの感想を否定できない⁽⁵⁸⁾。

- (1) 外国・国際機関等が日本法を準拠法として日本市場において円貨建により発行する債券をいう。
- (2) Yは二〇〇一年一月、公的対外債務の元利金につき一時支払停止を宣言した。
- (3) 提訴当時の残額は約三〇億円であったとされる(青山善充ほか「サムライ債の債券管理会社による訴訟追行の可否」金法一九八一号一頁〔大類雄司〕参照)。他方、「未償還額は一九一五億円、債券保有者は三万人を超え、金額ベースでは総額の半分以上が個人投資家の保有であるとされている」とするのは、長瀬威志「門口正人・判批・判時二〇二〇二号一五八頁参照。
- (4) Xらは本件提訴に当たり、日本経済新聞及び官報に公告するとともに、自社のウェブページにおいて投資家に対するお知らせを掲載したようである。青山ほか・前掲注(3)一頁〔大類雄司〕参照。
- (5) 他の争点としては、被告の主権免除、準拠法、消滅時効等もあったが、本件判決で判示されたのは当事者適格の点だけであるので、以下では上記争点に係る事実関係等は全て省略する。
- (6) 第一法規判例データベース(事件番号28221320)において公刊されているようである(田頭章一「債券・社債の管理人の系統上の地位(一)」上智法学五九巻一号三三三頁など参照)。控訴審判決の理由については、評
- 釈の中で適宜引用して論評する。
- (7) この他の事情として、期限到来後にXらが行う職務に對しYが手数料を支払うこと、債券管理に關しXらの立替費用をYが負担する場合があること、Xらは、Yに對し、本件訴訟追行に要した弁護士報酬を請求していること(その結果、Xらは、Yの費用負担で債権者のために本件訴訟を進行する形となっていること)、Xらは、Yの委託を受け、本件各回債の債権者との間で、和解的要素を含むエクステンジ・オファーの事務を取り扱っていること等も挙げている。
- (8) さらに、仮に本件元引受会社も上記「本債権者」に含まれ、かつ、本件元引受会社がXらに對して受益の意思表示をしたと認められるとしても、当該受益の意思表示により、本件元引受会社がXらに對して取得した「訴訟を進行させる権利」等が、債券の譲渡と共に当然に新債権者に移転すると解することはできないとす。
- (9) Xらは、本件各回債の債権者が本件授權条項を認識した上で本件各回債を取得したとして、Xらに對し直接訴訟追行権を授与したとも主張するが、債権者が一切特定されていない中、受益の意思表示や訴訟追行権授与の合意があったとは認められないとする。
- (10) 加えて、本件訴訟では債権者は一切特定されていないので、債権者らが訴訟追行に必要な資力や情報を有しない

いとか、弁護士に訴訟委任することが困難であるとの事実を認めるべき証拠も一切ないとする。

(11) 社債管理会社とバラレルに考えるべきであるとのXの主張については、社債とは債権者保護の規定の面で異なる点があること、社債管理会社の訴訟追行権は法定されていること等を指摘し、Xらの訴訟追行の合理的必要性を認める理由にはならないとする。

(12) ソブリン・サムライ債の法律関係一般については、例えば、西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全上』(商事法務、二〇〇三年) 三三三頁以下参照。

(13) 実際の裁判例では、明示的な授権がされたものが多いが、特に授権の有無が問題になった事例ということになる。

(14) 学説の要領の良いまとめとして、例えば、八田卓也「任意的訴訟担当」伊藤眞Ⅱ山本和彦編『民事訴訟法の争点』(有斐閣、二〇〇九年) 六一頁参照。

(15) そもそも②と③の関係については様々な議論があるが、ここでは検討を省略する。

(16) 授権要件の緩和につき、堀野出「任意的訴訟担当の意義と機能(二・完)」民商二二〇巻二二七九頁以下は、明示的授権を要しない任意的訴訟担当という類型を正面から承認するし、金子宏直「任意的訴訟担当における授権」一橋論叢一一〇巻一〇二九頁は、「合理的必要性が

きわめて高い場合には、授権の要件の緩和を認める余地がある」とする。本件との関係で、田頭章一「債券・社債の管理人の系統上の地位(二・完)」上智法学五九巻二号八三頁以下も、このような視点を強調する。

(17) 堀野・前掲注(16)二八一頁も、明示的授権を要しない任意的訴訟担当の実質や機能は「『解釈による法定訴訟担当』と重なり合うことが多い」と論じる。

(18) 社債管理会社の法定訴訟担当としての構成につき、山本克己「社債管理会社および担保の受託会社の訴訟上の地位について」『京都大学法学部創立一〇〇周年記念論文集第三卷』(有斐閣、一九九九年) 五四五頁以下など参照。

(19) 同旨、青山ほか・前掲注(3)一九頁(神田秀樹)など参照。

(20) 利害相反の検討については、後述四(3)も参照。

(21) 以下のような法律構成のほか、信託という法律構成も考えられる(青山ほか・前掲注(3)一七頁以下(山田誠一)参照)。任意的訴訟担当がかつては「訴訟信託」と呼ばれていたことにも鑑み、興味深いのが、本件で当事者がそのような理解を示しているものではなく、ここではこれ以上このような可能性は追求しない。

(22) 会社法制定前の商法上の社債管理会社につき、吉戒修一「平成五年商法改正法の解説(七)」商事一三三三二号三一頁参照。

(23) 社債保証の法的構成との関係で、不確定な受益者の可能性を肯定する見解として、道垣内弘人「金融取引にみる契約法学の再検討の必要性」徳岡卓樹・野田博編『企業金融手法の多様化と法』（日本評論社、二〇〇八年）九八頁以下参照。

(24) 出口博昭「円建外国債等の『債券の要項』モデル試案について」商事六〇一号二頁参照（同旨として、濱田邦夫「外国発行体の円貨債券（サムライ債）に関する債権者集会の開催に関する諸問題（上）」商事一二九五号三二頁注一（発行体と債権者との間の債券契約である債券の要項」という表現がある）、西村総合法律事務所編・前掲注（12）五三頁など参照）。ちなみに、同七頁は、本件で問題となった授權条項を「本債券の債券管理に関する受託会社の権限を定めたもつとも重要な条項」と評価する。

(25) 宮野勉「ソブリン・サムライ債における集団行動条項」ジュリ一二五二号一二四頁注16参照。

(26) 同様に、債券要項は発行者と債券所持者との間の契約になっているものと解される。本件との関係で三面契約構成を魅力的とされるのは、青山ほか・前掲注（3）一八頁以下（神田秀樹）参照。また、社債との関係で、鶴飼昭二「無担保債の財務制限条項と引受会社の立場」商事六二二号一二頁も参照。

(27) 既に、青山ほか・前掲注（3）一五頁（松下淳一）も

この取引の集団性・団体性を強調し、「約款をめぐる議論などと連続性があるのではないか」と指摘するし、長瀬・山口・前掲一五八頁も、権利の同質性及び「緩やかな集団性」を重視し、「約款の一種として」授權を承認する。

(28) 例えば、家電製品のメーカー保証につき、安永正昭「保証書—メーカーと売主の責任」加藤一郎・竹内昭夫『消費者法講座二卷』（日本評論社、一九八五年）八三頁以下は、保証書の受領により契約の成立を肯定する。

(29) この点は、大判昭和一八・四・一六民集二二卷二七一頁で判示されている。金融取引との関係で、道垣内・前掲注（23）一〇〇頁参照。

(30) サムライ債が金商法上の有価証券として開示規制の対象となること及びその内容については、米田保晴「サムライ債（円建外債）の債権の管理会社は訴訟追行権を有するか」信州法学二三卷一号二六頁以下、西村総合法律事務所編・前掲注（12）七七頁以下など参照。

(31) 現物債では券面の裏面に要項が記載されているが、登録債では当然記載がない（控訴審判決は、登録債においては授權文言を目にしたかどうかとも明らかではないとして、この点も問題にする）。しかし、以上のように開示による契約組入れが可能と考えれば、契約内容となるかどうかはそのような記載による債権者の認識の有無には関わりがないと解される。

(32) 約款に基づく取引であるとすれば、個々の債券譲渡の際の状況や譲受人の属性が明らかになっていなくても、約款に基づく契約内容の特定は可能である。例えば、電車に乗車する乗客は、個々に特定できず、個々の契約の際の状況が明らかでないとしても、全ての乗客と鉄道会社との間には、鉄道会社の定めた定型約款に基づく運送契約が成立していると解されるのと同じではなからうか。

(33) なお、商慣習を根拠とする理解については、(機関投資家はともかく)一般投資家との関係でそこまでの慣習が認められるかについて、なお若干の疑問が残る。

(34) なお、いわゆる不当条項(改正民法案五四八条の二第二項によると「定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして」信義則に反して相手方の利益を一方的に害するもの)は、約款による契約組入れの例外とされるが、本件授權条項がそれに該当しないことは明らかであろう。

(35) 田頭・前掲注(16)八六頁注56も、債券保有者の受益の意思表示は黙示のもので足りるとする。

(36) 米田・前掲注(30)二〇頁は、その実務経験から、「債券の要項」が存在しないサムライ債がマーケットに流通することは実際にはなかったことから、一般投資家においても、「債券の要項」が債券を取得する者の置かれ

る法律関係を規律することを、多くの場合、いわば黙示的に受け容れて、サムライ債を購入してきたといつてもおそらく過言ではない」とされる。

(37) なお、本判決は、投資家に対する説明の必要にも言及する。確かに債券譲渡等の際に譲受人に対する授權条項の説明が不十分であったとすれば、説明義務を負う者の義務違反に基づく損害賠償義務等の可能性はあろう。ただ、それによって契約の効力が直ちに左右されるものではないと解される。

(38) 債権者集会の多数決によってそのような単独の権利行使を制限できるかについては議論がある。制限可能説として、宮野・前掲注(25)一二四頁参照。

(39) 社債の受託会社との関係で、大判昭和三・一一・二八民集七卷一〇〇八頁参照。個別債権者による訴訟追行を認める見解として、長瀬||門口・前掲注(3)一六一頁、米田・前掲注(30)四一頁、田頭・前掲注(16)八五頁などがある(ただ、田頭・前掲は、別訴は二重起訴になり、共同訴訟参加のみが認められるとするが、授權を撤回すれば、選定当事者の場合と同様、当該訴訟が通常共同訴訟の状態になり、弁論の分離は可能と解される)。

(40) なお、連絡先を知らずに債権者に知らせずに訴訟追行をするとなれば、管理会社に善管注意義務違反が観念される可能性がある。

(41) なお、被告が本件で原告の当事者適格を争うことが信義則に反する(禁反言)との理解もあり得る(米田・前掲注(30)四四頁参照)。実質的には理解できる指摘であるが、ここでの論点は第三者に判決効を及ぼす場合の当事者適格の問題であり、単に当事者間の問題だけではなく第三者との関係での問題となるので、基礎とされるべき事実は弁論主義ではなく職権探知主義に従うことになる。その意味で、当事者間の信義則を根拠に当事者適格を肯定してしまうことには疑義がある。

(42) 一〇〇万円以上の額面の債権者であること、権利行使をしていない者が多数であるとしてもその理由は明らかでなく、コストに見合わないとしてもそれは他の債権にも一般的に言えること、個々の債権者等の情報が一切ないことを指摘する。

(43) この点、控訴審判決も「Xらは本件債券等保有者を具体的に特定し得ず、個別の債券の帰属について把握していないのであるから、本件訴訟物につき何人に訴訟を追行させ、本案の判決をすることが必要かつ有意義であるかとの観点に基づき、Xらによる任意的訴訟担当を許容する合理的必要性は認め難い」とし、投資家の「訴訟提起を容易にする方策をXらが講ずることも可能である」旨を指摘する。

(44) 合理性を厳格に解し、その後の下級審裁判例に影響を

与えているように見える中野説に対しては、「その後の学説は概して批判的」との評価がされている(田頭・前掲注(16)六九頁参照)。

(45) この点は日本における法曹人口の少なさ及びその偏在を根拠とするところ、司法制度改革に伴いその状況は変容しつつあり、現在は過渡期にあるというのが評者の一般的認識である。

(46) 任意的訴訟担当を容認したりディングケースである昭和四五年最判も、決して個々の債権者の訴訟追行が著しく困難であった場合ではなからう。

(47) 消費者裁判手続特例法の共通義務確認訴訟における多数性・共通性・支配性の要件を満たすものであり、適切な第三者の訴訟追行に馴染む権利ではないか。

(48) 金子・前掲注(16)二一九頁以下も、消費者訴訟や環境訴訟などの関係では、被担当者の多数性や担当者の専門性等に鑑みれば「任意的訴訟担当を許容する合理的必要性はきわめて高い」ものがあり、「包括的な管理権の授与があれば任意的訴訟担当を認める余地がある」とする。

(49) 宇野栄一郎・解説・最判解昭和四五年八一三頁参照。

(50) 米国のクラス・アクションなどとの関係でもこのような指摘がされているようである。この点は、研究会における三木浩一教授のご教示に負う。

(51) 長瀬・門口・前掲注(3)一六〇頁は、この点が「任

意的訴訟担当を否定する端的な理由であると推察される」と評する。

(52) また、義務違反の効果の定めがないという指摘については、義務違反については当然に債務不履行責任の追及が可能であり、それで十分であるとの反論が可能であろう。

(53) 本件が時効中断のための提訴であったことについて、坂井豊＝渡邊雅之「アルゼンチン共和国債に関する訴訟の当事者適格が争われた事案」NBL九八号六頁など参照。時効中断の必要性を繰り返し強調されるのは、青山ほか・前掲注(3)二三頁以下〔神田秀樹〕参照。

(54) この点は、金額の問題ではなく、投資家は基本的にお金を出すだけの存在で面倒に巻き込まれたくないと考えるものであり、そのような地位が認められてよいのではないか(青山ほか・前掲注(3)二〇頁以下〔松下淳一〕の強調する点である)。さらに、米田・前掲注(30)二三頁には経済的な例証がある。

(55) これには、いわゆる地方三公社(道路公社、土地開発公社、地方住宅供給公社)の債券などがあるという。

(56) その意味で、授権が法的に否定されるのであれば、いかにソブリン債等に大きな(場合によって破滅的な)経済的波及効果を持つとしても、訴訟担当の否定はやむを得ない。

(57) サムライ債の発行額は、(企業の発行も含めて)二〇一四年は二兆五千億円を超えたとされる。最近のギリシャ国債のデフォルトをめぐる騒動等を見ても、この点が経済的に重大な問題であり続けていることは明らかであろう。

(58) 立法的解決の必要性を説くものとして、長瀬＝門口・前掲注(3)一六三頁参照。

(後注) 本稿脱稿(二〇一五年二月二〇日)後、本件について最高裁判所が口頭弁論を開く旨の報に接した。その結論は未だ明らかではないが、何らかの実質判断が示されるものと思われ、注目されよう。

山本 和彦